

徳行者を表彰

区では毎年、人命救助や模範となる善行のあった徳行者を表彰しています。今年も、次の9名を表彰しました。

【問合せ】秘書課秘書係(本庁舎3階) ☎(3209)1111へ。

人命救助

寺尾佐知子さん…心肺蘇生法やAED(自動体外式除細動器)での救命活動を行いました。

犯人逮捕協力

振り込め詐欺未遂事件で、犯人検挙に協力しました(1名表彰・匿名希望)。

社会奉仕活動

川井恵子さん…防火・防災思想の普及活動を継続して行っています。

青少年健全育成

根橋秀治さん、中西忠夫さん、原豊子さん、能登浩江さん…繁華街での少年補導活動や防犯パトロールを継続的に実施するなど、地域で青少年の健全育成に尽力しています。

山本左知子さん、松永健さん…長きにわたり、青少年の健全育成・非行問題に積極的に取り組み、地域ぐるみでの青少年健全育成のための気運醸成にも努めています。

新エネルギー・省エネルギー機器等の導入費用を助成

新エネ・省エネ機器でCO₂削減にご協力を

「低炭素な暮らしとまちづくり」の実現のため、CO₂(二酸化炭素)の排出量を減らすことを目的とした新エネルギー・省エネルギー機器の普及を積極的に進めています。

【対象】個人住宅への助成：区内在住(在住所の方を含む)で、ご自身がお住まいの住宅に助成対象機器等を自ら使用する目的で設置または施工する方

【申込み】所定の申請書と必要書類を環境対策課環境計画係(本庁舎7階) ☎(5273)3763へお持ちください。

【受付期間】前期：4月15日(火)～9月30日(火)
後期：10月1日(水)～27年2月27日(金)

【設置する機器が未使用である】
27年3月13日(金)までに設置完了報告書を提出できる

【助成機器の要件・助成額等】
下表のとおり

助成対象機器等の種類	助成金額	26年度各期の助成総額
太陽光発電システム (助)電気安全環境研究所の太陽電池モジュール認証を受けたものまたは同等と認めるもの	①住宅(個人・集合)用 出力1kW当たり10万円(上限30万円)	2850万円
	②事業所用 出力1kW当たり10万円(上限100万円)	350万円
太陽熱給湯システム (助)ベターリビングの優良住宅部品(BL部品)認定を受けた強制循環式ソーラーシステムまたは同等と認めるもの	本体価格の20%(上限30万円)	90万円
太陽熱温水器 (助)ベターリビングの優良住宅部品(BL部品)認定を受けた自然循環式太陽熱温水器または同等と認めるもの	本体価格の20%(上限10万円)	20万円
CO ₂ 冷媒ヒートポンプ給湯器(エコキュート) 次のいずれかに該当するもの ●(社)日本冷凍空調工業会規格(JRA4050)に基づく年間給湯効率率が3.1以上 ●JIS基準(JISC9220)に基づく年間給湯保温効率率が2.8以上 ●JIS基準(JISC9220)に基づく年間給湯効率率が2.9以上	10万円	400万円
家庭用燃料電池(エネファーム) 1台当たりの発電能力が0.5kW～1.5kWで、貯湯容量50リットル以上で燃料電池ユニットの排熱を蓄えられ、JIS基準(JISC8823)に基づく総合効率率がLHV基準(低位発熱量基準)で80%以上であるもの	10万円	
高反射率塗装(屋根または屋上) 日射反射率(全波長領域)が50%以上の塗料を使用しているもの	塗料材料費の全額(上限30万円)	300万円
雨水利用設備 雨水タンクの容量が100リットル以上で、屋根に降った雨を雨どい等から取水するもの	本体価格の50%(上限2万円)	10万円

助成対象機器等の種類	助成金額	26年度各期の助成総額
太陽光発電システム (助)電気安全環境研究所の太陽電池モジュール認証を受けたものまたは同等と認めるもの	①住宅(個人・集合)用 出力1kW当たり10万円(上限30万円)	2850万円
	②事業所用 出力1kW当たり10万円(上限100万円)	350万円
太陽熱給湯システム (助)ベターリビングの優良住宅部品(BL部品)認定を受けた強制循環式ソーラーシステムまたは同等と認めるもの	本体価格の20%(上限30万円)	90万円
太陽熱温水器 (助)ベターリビングの優良住宅部品(BL部品)認定を受けた自然循環式太陽熱温水器または同等と認めるもの	本体価格の20%(上限10万円)	20万円
CO ₂ 冷媒ヒートポンプ給湯器(エコキュート) 次のいずれかに該当するもの ●(社)日本冷凍空調工業会規格(JRA4050)に基づく年間給湯効率率が3.1以上 ●JIS基準(JISC9220)に基づく年間給湯保温効率率が2.8以上 ●JIS基準(JISC9220)に基づく年間給湯効率率が2.9以上	10万円	400万円
家庭用燃料電池(エネファーム) 1台当たりの発電能力が0.5kW～1.5kWで、貯湯容量50リットル以上で燃料電池ユニットの排熱を蓄えられ、JIS基準(JISC8823)に基づく総合効率率がLHV基準(低位発熱量基準)で80%以上であるもの	10万円	
高反射率塗装(屋根または屋上) 日射反射率(全波長領域)が50%以上の塗料を使用しているもの	塗料材料費の全額(上限30万円)	300万円
雨水利用設備 雨水タンクの容量が100リットル以上で、屋根に降った雨を雨どい等から取水するもの	本体価格の50%(上限2万円)	10万円

フィリピン台風 救援金への ご協力ありがとうございました

区民の皆さんからお預かりした救援金は、被災地の救援活動に役立てるため、日本赤十字社へ送金しました。
【募金総額】44万9153円
【問合せ】総務課総務係(本庁舎3階) ☎(5273)3505へ。
※区の職員がご自宅に伺って、救援金を集めることはありません。ご注意ください。

失業中で住まいを失った方や失うおそれのある方へ 住宅と就労機会の確保に向けた 支援を継続します

家賃の一部を支給しながら就労を支援し、安定した住まいと仕事の確保を目指します。

【対象】離職により住まいを失ったか、失うおそれがあり、次の①～④すべてに該当する方
①申請時に離職後2年以内で65歳未満
②離職前に主として世帯の生計を維持していた
③申請日の属する月の収入が、▼単身世帯は8万4千円に家賃額を加算した金額未満、▼2人世帯は17万2千円以内、▼3人以上の世帯は17万2千円に家賃額を加算した金額未満
※家賃額の上限は、▼単身世帯は5万3千700円、▼複数世帯は6万9千800円

④世帯の預貯金の合計額が、▼単身世帯は50万円以下、▼複数世帯は100万円以下
※ほかにも要件があります。詳しくは、お問い合わせください。

【支給額(上限額)】▼単身世帯は月額5万3千700円、▼複数世帯は月額6万9千800円
※世帯の収入により支給額は異なります。

【支給期間】原則として3か月(最長で9か月)
【問合せ】消費者支援等担当課消費生活係(第2分庁舎3階) ☎(5273)3810(住宅支援給付相談専用)へ。

地域経済を活性化 中小企業を応援します

中小企業の経営力強化を支援

東京都の「緊急雇用創出事業臨時特別補助金」を活用し、新規受注や売上拡大を目的として経営力強化に取り組む区内の中小企業を支援しています。

【支援期間】4月1日(火)～8月29日(金)
【支援内容】営業代行、販路拡大等に関する支援
※これまでの支援事例：営業代行による広告・出版業の新規顧客の開拓ほか

【委託先】ビートレード・パートナーズ(株)
【申込み】産業振興課産業振興係(西新宿6-8-2, BIZ新宿4階) ☎(3344)0701へ。新宿区ホームページでもご案内しています。

ばる新居の融資あつせん 中小企業に勤める方の福利厚生を支援

住居の移転、冠婚葬祭、出産、医療、不慮の事故・災害など、中小企業に勤務する方が臨時で必要になった資金について、低利で融資を受けられるよう金融機関にあつせんしています。

【対象】次のすべてに該当する方
▼中小企業(従業員30名以下)に勤務している
▼勤務先が区内にあるか、区内在住で都内に勤務している
▼現在の勤務先に6か月以上勤務している
▼住民税を滞納していない
▼個人事業者は利用できません。

【貸付限度額】70万円(貸し付けは10万円以上で、10万円単位とします)
※保証人は原則として不要です。
【貸付期間】3年以内(据置期間2か月を含む)
【26年度の利率】年1.6%
【取扱金融機関】中央労働金庫新宿支店

【申込み】ばる新居(区勤労者・仕事支援センター勤労者サービス課) ☎(3208)2311へ。

公文書公開の請求方法・公開方法を拡大

昨年7月から、公文書を公開請求できる方の範囲を拡大し、どなたでも請求できるようにしたことを受け、公文書公開・自己情報開示制度を改正します。

●公文書はインターネット・ファックスでも公開請求できます(4月1日(火)から実施)
インターネットを利用して公開請求できる「電子申請(新宿区ホームページからリンク)」を利用できるようにします。また、請求書をファックス ☎(5272)5500でも提出できるようにします。

※請求書は各担当課の窓口で配布しているほか、新宿区ホームページから取り出せます。

●電磁的記録の公文書・自己情報を光ディスクでも交付します
区が保有する電磁的記録の公文書公開・自己情報開示の請求について、交付が容易である場合は、光ディスク(CD-R)でも交付します(交付費用/1枚100円)。
※公文書公開は2月7日(金)から実施中。自己情報開示は4月1日(火)から実施

【問合せ】区政情報課広報係(本庁舎3階) ☎(5273)4064へ。

	改正前	改正後
公文書公開の請求方法	公開請求書の提出(窓口・郵送)	▶公開請求書の提出(窓口・郵送・ファックス) ▶電子申請
電磁的記録の公文書公開・自己情報開示の方法	電磁的記録を印刷物として出力したものの閲覧または写しの交付	▶電磁的記録を印刷物として出力したものの閲覧または写しの交付 ▶電磁的記録を複製した光ディスク(CD-R)の交付(交付が容易である場合)